

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、荒川化学工業株式会社と称し、英文では ARAKAWA CHEMICAL INDUSTRIES, LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 生松脂および一般林産物の採取・精製加工ならびにこれらの化学製品の製造・販売および輸出入
- (2) 各種塗料、油脂、樹脂、医薬品、医薬部外品、工業薬品、食品、化粧品、農薬、農業用資材、林業用資材および香料ならびにこれらの原材料の製造・販売・委託加工および輸出入
- (3) 前各号に付帯する一般商品の製造・販売および委託加工ならびに輸出入
- (4) 前各号に関連する技術情報資料の提供、製造技術の販売ならびに製造設備の販売施工
- (5) 不動産の賃貸借および売買
- (6) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、52,800,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利の制限)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

(招集時期)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

### (取締役の員数)

- 第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）を除く。）は、15名以内とする。
2. 当社の監査等委員は、5名以内とする。

### (取締役の選任方法)

- 第19条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### (取締役の任期)

- 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
  3. 補欠により選任された監査等委員の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

### (代表取締役および役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

### (取締役会の招集)

- 第22条 取締役会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。
2. 代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。
  3. 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

### (取締役会の決議方法)

- 第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

### (取締役会の決議の省略)

- 第24条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

### (業務執行の決定の取締役への委任)

- 第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

(取締役の責任限定契約)

第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集)

第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第30条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日まで1年とする。

(期末配当および基準日)

第33条 当社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当および基準日)

第34条 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払いの開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

## 附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、第 8 6 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。

(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)

第 2 条 第 8 6 期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 3 6 条の定めるところによる。

(電子提供措置等に関する経過措置)

第 3 条 変更前定款第 1 5 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 1 5 条（電子提供措置等）の新設は、2 0 2 2 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2 0 2 3 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 1 5 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則第 3 条は、2 0 2 3 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

## 変更履歴

1. 昭和47年 1月23日変更
2. 昭和50年 1月29日変更
3. 昭和52年 4月16日変更
4. 昭和55年 2月20日変更
5. 昭和57年 2月10日変更
6. 昭和63年 2月17日変更
7. 平成 4年 6月25日変更
8. 平成 6年 6月27日変更
9. 平成 9年 6月25日変更
10. 平成10年 6月24日変更
11. 平成12年 6月29日変更
12. 平成13年10月 1日変更
13. 平成13年11月12日変更
14. 平成14年 6月25日変更
15. 平成15年 6月24日変更
16. 平成16年 6月24日変更
17. 平成17年 6月23日変更
18. 平成18年 4月 1日変更
19. 平成18年 6月22日変更
20. 平成19年 6月21日変更
21. 平成21年 6月19日変更
22. 平成25年 6月19日変更
23. 平成26年 6月19日変更
24. 平成28年 6月17日変更
25. 2022年 6月17日変更
26. 2025年 6月25日変更